

## 板橋区立学校施設開放事業運営要綱

(平成28年3月30日 教育長決定)

### (目的)

第1条 この要綱は、東京都板橋区立学校施設開放条例（平成27年板橋区条例第50号。以下「条例」という。）及び東京都板橋区立学校施設開放条例施行規則（平成27年教育委員会規則第30号。以下「規則」という。）の規定に基づき、東京都板橋区立学校（以下「学校」という。）の施設（以下「学校施設」という。）を開放するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

### (子どもの遊び場実施校)

第2条 子どもの遊び場は、全小学校において実施する。ただし、規則第2条第2項の規定により、教育委員会は、当該学校長の意見を聴き、必要と認めた場合は、この限りではない。

### (子どもの遊び場指導員の設置)

第3条 子どもの遊び場には、校庭の利用に関する指導等、使用する者の安全管理、門扉の開閉及び遊具等の貸し出しを行う子どもの遊び場指導員（以下「指導員」という。）を置く。

- 2 子どもの遊び場事業は、業務委託することができる。
- 3 前項の規定により業務を委託する場合は、第4条から第6条の規定は適用しない。

### (指導員の選任、活動報告、支払)

第4条 指導員の選任は、履歴書及び子どもの遊び場指導員希望調書（様式第1号）の提出を受け、面接により行う。

- 2 選任の通知は、子どもの遊び場指導員選任通知（様式第2号）により行う。
- 3 指導員の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 4 指導員は、子どもの遊び場指導員勤務日数・利用人数報告書（様式第3号）（子どもの遊び場日誌を含む。以下「報告書」という。）により、活動の実績を実施校へ報告する。
- 5 学校は、活動内容を確認し、報告書を地域教育力推進課へ提出する。
- 6 地域教育力推進課は、報告書の内容を確認し、支払金口座振替依頼書（様式第4号）記載の口座へ、活動謝礼の支払いを行う。
- 7 指導員への活動謝礼は別表1のとおりとする。

(指導員の遵守事項)

第5条 教育委員会は、指導員に、次に掲げる事項を遵守させるものとする。

- (1) 幼児、児童及び生徒の安全管理の活動の範囲を逸脱する行為をしてはならないこと
- (2) 利用する者の安全確保を最優先にすること
- (3) 活動中に知りえた個人情報を、他に漏らしてはならないこと。指導員を辞した後も同様とすること
- (4) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会又は学校長が求める事項に反してはならないこと

(指導員の選任の取り消し)

第6条 教育委員会は、指導員が前条各号に規定する事項に反したとき又は指導員としての適正が欠けていると認めるときは、選任を取り消すものとする。

- 2 教育委員会は、指導員が申し出たときは、指導員の任期にかかわらず、選任を取り消すことができる。

(子どもの遊び場の実施)

第7条 教育委員会は、規則別表2の規定に基づき子どもの遊び場を実施する。

- 2 子どもの遊び場は、次の各号に該当する場合、実施しないものとする。
  - (1) 指導員が該当日時に1名以上確保できないとき
  - (2) 当日の天候状況から、指導員が実施が適切でないと判断したとき
  - (3) その他、教育委員会が必要と認めるとき
- 3 教育委員会は午後1時から午後2時までを軟式野球ボールを使用したキャッチボールや革製サッカーボールを使用したサッカー（以下、「キャッチボールとサッカー」という）の活動のみ行える時間とする。ただし、当該時間にキャッチボールとサッカーの利用対象者が少なく、指導員が安全を確保できると判断した場合、キャッチボールとサッカー以外の活動も行えるものとする。

(子どもの遊び場の利用対象者)

第8条 子どもの遊び場は、付添人のある幼児、小学生及び中学生が利用することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、安全確保等の事由により必要と認められた場合は、利用対象者を制限することができる。

(一斉受付)

第9条 教育委員会は、各開放校の学校長と協議の上、教育委員会が指定する日

時に申請の受理及び使用の承認をすることができる（以下、「一斉受付」という。）施設を公開する。

（使用日調整会議）

第10条 規則第15条の規定による使用日調整会議は、学校が指定する日時（以下「指定日時」という。）及び場所で、原則指定日時に属する月の翌月及び翌々月の使用調整を行う。

（使用中止の還付事由）

第11条 規則第12条に規定する「教育委員会が特に理由があると認めたとき」及び「教育委員会が定める額」は、別表2のとおりとする。

（使用の制限）

第12条 条例第13条第5号の規定により、学校施設の使用を制限するものとして、次の各号に掲げる場合を定める。

- (1) 使用料を口座振替の方法により納付する使用者について振替不能が2回連続して発生した場合
- (2) 使用料を納付書により納付する使用者について振込期限から1か月を超えて納付が確認できない場合
- 2 教育委員会は、前項の場合に該当する使用者に対しては、新たな使用承認は行わないものとする。
- 3 前項の規定による使用の制限を受けている使用者が、第1項各号に規定する場合に係る使用料を納付したことを確認したときは、当該制限を解除する。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会地域教育力担当部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）前に、この要綱による改正前の板橋区立学校施設開放事業運営要綱の規定により行われた施行日以後の

使用に係る学校施設の使用の申請、承認その他の行為は、この要綱による改正後の板橋区立学校施設開放事業運営要綱により行われたものとみなす。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

【別表1】子どもの遊び場指導員謝礼金（第4条関係）

実施月 時間帯	午前	午後	1時間
3月～9月	3,786円 (3,400円)	5,048円 (4,533円)	1,262円 (1,134円)
10月～2月	3,786円 (3,400円)	3,786円 (3,400円)	

※（ ）内は源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税 10.21%を差し引いた後の金額。

※1時間単位で謝礼金を支給。30分以上従事した場合は、切り上げて1時間従事分として支給する。

【別表2】教育委員会が特に理由があると認めるとき（第11条関係）

	特に認める事由	還付割合
学校施設 (付帯設備を含む)	気象庁が熱中症に係る警戒情報や気象に係る警報（「熱中症警戒アラート」「大雨警報」等（以下「警報等」という。））を発表した場合若しくは使用者が警報等が発表されるおそれがあると判断した場合	全額
	使用者が感染症拡大予防のために使用を中止した場合	全額
	その他、事前の判断で使用中止がやむを得ない場合	全額
学校施設のうち 校庭及び 校庭照明設備	気象庁の事前の天気予報又は当日の天気で、雨天（雪等含む）の場合	全額
付帯設備 (校庭照明設備及び 冷暖房設備)	使用者が使用承認を受けた施設及び付帯設備を理由にかかわらず使用しなかった場合で、翌日（この日が土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178条）に定める休日並びに12月29日から翌年の1月3日までの日（以下「休日等」という。）に当たるときは、その直後の休日等でない日）までに教育委員会に申し出た場合	全額
付帯設備 (冷暖房設備)	使用者が施設及び冷暖房設備の使用承認を受けた施設のみを使用し、冷暖房設備を理由にかかわらず使用しなかった場合で、翌日（この日が休日等に当たるときは、その直後の休日等でない日）までに教育委員会に申し出た場合	全額

【様式第1号】

## 年度 子どもの遊び場指導員希望調書

あて先 板橋区教育委員会		記入 年月日	年 月 日
氏名	(フリガナ)  印	年齢	才
		現在の 従事校	小学校
住所	(〒 - ) (区・市)		
電話番号	自宅	携帯電話	
メール アドレス			

私は、 年度の子どもの遊び場指導員の選任を希望します。

なお、下記の事項を承諾します。

<選任に係る承諾書>

### 年度子どもの遊び場指導員承諾書

私は、下記事項を了承し、子どもの遊び場指導員として従事することを希望します。

- 1 期 間 年 月 日から 年 月 日まで
- 2 謝 礼 裏面のとおり
- 3 配置校 教育委員会の指示による
- 4 健康状態 良好であり、指導員業務の遂行に支障はありません。

また、従事にあたっては、以下の遵守事項を守ります。

- (1) 幼児、児童及び生徒の安全管理の活動の範囲を逸脱する行為をしてはならないこと
- (2) 利用する者の安全確保を最優先にすること
- (3) 活動中に知れた個人情報、他に漏らしてはならないこと。指導員を辞した後も同様とすること
- (4) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会又は学校長が求める事項に反してはならないこと

※従事を希望される学校名及び地域名を記入してください。

従事を希望する小学校名	
従事可能な地域名	

※その他

※事務局処理欄
<input type="checkbox"/> 学校へ連絡 <input type="checkbox"/> 名簿入力 <input type="checkbox"/> 名札作成・送付 <input type="checkbox"/> 口座登録 <input type="checkbox"/> その他

年 月 日

様

板橋区教育委員会  
教育長

子どもの遊び場指導員選任通知

子どもの遊び場指導員として下記のとおり、あなたを選任します。

記

1 活動校 板橋区立 小学校

2 期 間 年 月 日から 年 月 日まで

3 職 務

- (1) 門扉の開閉を行い、鍵を適切に保管する。
- (2) 当日の天候状況により、実施又は中止の判断を行う。
- (3) 使用者の遊具の貸し出しを行い、遊具の使用方法等を指導する。
- (4) 危険な遊びや他の子どもに危険が及ぶような遊びについて指導し、安全確保に努める。
- (5) 使用者が誤って校舎のガラス等を破損した場合は、直ちに使用者の安全を確保し、警備会社へ連絡する。
- (6) 怪我人等が発生した場合は、適切に対応する。
- (7) 重大事故の場合は、別途配布する事故対応フローに基づいて対応する。
- (8) 教育委員会が指定する期日までに、「子どもの遊び場指導員勤務日数・利用人数報告書」を学校に提出する。

4 その他

指導員の遵守事項に反したとき又は指導員としての適性が欠けていると認めたときは、任期にかかわらず、選任を取り消すことがあります。

子どもの遊び場指導員  
勤務日数及び利用人数報告書

学校名 \_\_\_\_\_ 小学校

年 月分

指導員氏名 \_\_\_\_\_

勤務回数

午前 \_\_\_\_\_ 回

午後 \_\_\_\_\_ 回

合計 \_\_\_\_\_ 回

子どもの遊び場利用人数

年 月分

月合計利用人数

合計 \_\_\_\_\_ 名

# 学 校 開 放 日 誌

学 校 名

子 ど も の 遊 び 場	実 施 月 日	年 月 日 ( )			実 施 状 況	どちらかに○をつけてください 実施 ・ 中止 (理由は特記事項)		
	開 放 時 間	時 分 ~ 時 分			指 導 員 氏 名			
	利 用 人 数	13時~14時	キャッチボール 人		サッカー 人		13時~16時 (17時) 合 計	
3~9月 14時~17時 10~2月 14時~16時		幼 児 人	小 学 生 人	中 学 生 人	付 き 添 い の 大 人 人	人		
特 記 事 項	中 止 理 由	理由に○をつけてください 悪天候 ・ 高温 ・ 学校/地域行事 ・ その他 ( ) 【中止看板 掲示、撤去時間】 掲示： 時 分、撤去： 時 分						
	特 別 に 対 応 し た 内 容 (器 物 破 損、け が 等)							
	そ の 他							

子 ど も の 遊 び 場	実 施 月 日	年 月 日 ( )			実 施 状 況	どちらかに○をつけてください 実施 ・ 中止 (理由は特記事項)		
	開 放 時 間	時 分 ~ 時 分			指 導 員 氏 名			
	利 用 人 数	13時~14時	キャッチボール 人		サッカー 人		13時~16時 (17時) 合 計	
3~9月 14時~17時 10~2月 14時~16時		幼 児 人	小 学 生 人	中 学 生 人	付 き 添 い の 大 人 人	人		
特 記 事 項	中 止 理 由	理由に○をつけてください 悪天候 ・ 高温 ・ 学校/地域行事 ・ その他 ( ) 【中止看板 掲示、撤去時間】 掲示： 時 分、撤去： 時 分						
	特 別 に 対 応 し た 内 容 (器 物 破 損、け が 等)							
	そ の 他							

【指導員↓学校↓地域教育力推進課提出】

【様式第4号】

## 支払金口座振替依頼書

振込先金融機関		銀行 信用金庫 信用組合 農協	支店
振込 口座	預金種別	普通・当座・貯蓄	
	口座番号		
	フリガナ		
	氏名		

板橋区から私に支給される指導員謝礼は、上記の口座振替の方法をもって振り込んでください。

年 月 日

(あて先) 板 橋 区 長

住 所

氏 名

印

— 注意事項 —

1. 預金種別は該当するものを○で囲んでください。
2. 口座番号・氏名・印は、本人名義で記載・押印してください。